

2026年度 代表選手選考の指針（案）

20260105版

（目的）

日本学生自転車競技連盟憲章によれば、連盟を代表して参加する大会の選手・役員は評議員会にて決定されることとなっている。

しかし、年間2回程度行われている評議員会で上記大会すべての代表を決定するのは、日程的に無理があるため、下記の通り指針を定め決定プロセスの明確化を図るものである。

（決定機関）

実務的に評議員会の開催を待って派遣可能な大会に関しては、評議員会において代表を決定する。

評議員会の開催時期が代表決定時期と整合しない場合、評議員会はその決定権を理事会に委譲し、評議員会に事後報告するものとする。

さらに理事会開催時期と代表決定時期とが整合しない場合、選考委員会にて下記選考基準に準じて決定し、理事会・評議員会に事後報告する。

（選考委員会）

・理事長は、理事長、専務理事、審判委員会委員長、総務企画委員長、強化普及委員長からなる選考委員会を組織する。選考委員会委員長は理事長とする。

（選考基準）

選考は、選考委員会メンバーの合議による。

以上